



令和元年（行ウ）第3号 公文書非開示決定処分取消請求事件

原告 井原勝介

被告 岩国市

準備書面

令和2年2月7日

山口地方裁判所第1部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 奥 憲 治



1 本件文書中に関係する当事者間の合意なしに公表してはならない旨を規定した経緯について

(1) 本件文書は、愛宕スポーツコンプレックスを被告が共同使用をするに当たり、利用条件や管理運営等の具体的な取扱いについて、防衛省中国四国防衛局長の立会いのもと、市長と米海兵隊岩国航空基地司令官との間で合意した文書であり、その作成に当たっては、現地実施協定を締結するまでの間、関係当事者となる防衛省中国四国防衛局、米海兵隊岩国航空基地、被告の三者による協議を13回開催している。

(2) 本件文書を公表することについては、三者による協議において、米軍提供施設である愛宕スポーツコンプレックスを、市民が共同で使用するに当たり、利用に関する諸条件をより市民に理解してもらうため、防衛省中国四国防衛局及び米海兵隊岩国航空基地に理解を求めたものの、公表について理解を得ることができず、最終的に関係する当事者間の合意なしに公表してはならない旨を協定に記載し、合意することとなった。

(3) また、本件文書の開示請求に伴い、改めて本件文書を開示することに対する

意見照会を行ったが、米海兵隊岩国航空基地からは、「本協定は2017年10月5日付け日米合同委員会合意に直接関係し、またその一部をなすものであることから開示してはならない。部分的な開示であっても、今後の米軍の手続き、運用または合意事項に支障をきたすため、開示に合意できない。」と回答を受けており（乙第7号証）、本件文書は、日米合同委員会の合意に直接関係し、またその一部をなすものであり、記載している「関係する当事者間の合意なしに公表してはならない」旨の規定も、日米合同委員会の合意に基づく内容である。

(4) なお、日米両政府は、昭和35年6月23日に開催された第1回日米合同委員会において、「日米合同委員会の公式な議事録は、日米両政府に関する正式な文書とみなされ、双方の同意がない限り公表されない」旨を合意している。

2 概要版を作成した経緯について

(1) 概要版の作成については、前記1(2)のとおり本件文書が公表できない状況の中、愛宕スポーツコンプレックスを公の施設として市民利用に供するに当たり、議会や市民への説明責任を果たすとともに、現地実施協定による共同使用上のルールについて理解してもらい、現地実施協定の内容を踏まえた愛宕スポーツコンプレックス管理条例等の必要な条例を整備した上で利用してもらうため、利用に当たっての制限事項やルールなど、市民利用に関する事項について、市民にとって分かりやすい表現となるよう、被告の責任において独自に文書を取りまとめ、公表することについて当事者である防衛省中国四国防衛局及び米海兵隊岩国航空基地の合意を得た上で、公表したものである。

また、その合意は、本件文書の一部を抜粋して公表するという趣旨のものではない。

(2) 被告としては、条例の目的とする市民の知る権利の尊重や市民への説明責任を果たすという観点から、最大限の努力をしたものであり、この概要版の公表に当たっては、これまでの交渉や交流事業等、被告が多岐に亘って構築してき

た国及び米軍との信頼関係があったからこそ成し得たものである。

3 訴状訂正申立書4頁、第2 2(4)アについて

- (1) 原告は、条例第7条第7号の該当性について、協定書のように、外部機関との法律関係に関する確定した文書は、同号に該当しないことは明らかである旨主張する。
- (2) しかし、情報公開の手引においては、「協力関係又は信頼関係」の解釈及び運用について、「市と当該当事者との間における当面の、又は将来にわたる継続的かつ包括的な協力関係又は信頼関係をいう。」としている(乙第2号証35頁)。
- (3) したがって、本件文書のように確定した文書であっても、市と当該当事者との間における当面の、又は将来にわたる継続的かつ包括的な協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあることから、条例第7条第7号に該当しないということはありません。

4 原告の令和元年12月21日付け準備書面3～4頁、第2 1について

- (1) 原告は、現地実施協定の締結及び管理条例の制定には重大な瑕疵があり、いずれも権限濫用というべきである旨主張する。
- (2) この点については、令和元年11月29日付け準備書面3～5頁、第2 2に記載のとおりである。

5 同準備書面4～5頁、第2 2について

- (1) 原告は、本件文書を開示することによる米軍の不都合について、意見照会に対する回答の内容は抽象的で具体性はなく、また、被告の事務・事業等の適正な執行に及ぼすおそれのある支障等についても、客観的、具体的に判断したとは言えない旨主張する。
- (2)ア 本件文書を開示することによる米軍の不都合について、米海兵隊岩国航空

基地からは、「本協定は2017年10月5日付け日米合同委員会合意に直接関係し、またその一部をなすものであることから開示してはならない。部分的な開示であっても、今後の米軍の手続き、運用または合意事項に支障をきたすため、開示に合意できない。」との回答を受けている（乙第7号証）。

イ 本件文書は、前記1(3)(4)のとおり、日米合同委員会における議事録を構成する文書であり、昭和35年6月23日に開催された第1回日米合同委員会において、「日米合同委員会の公式な議事録は、日米両政府に関する正式な文書とみなされ、双方の同意がない限り公表されない」旨を合意しており、本件文書は合同委員会の合意に直接関係し、またその一部をなすものである。

ウ 公文書開示決定取消請求事件（平成27年（行ウ）3号。平成29年3月7日那覇地方裁判所判決）及び公文書開示決定取消請求控訴事件（平成29年（行コ）5号。平成30年4月17日福岡高等裁判所那覇支部判決）において、同事件の対象文書は、本件文書と同様に日米合同委員会議事録の一部を構成している文書であるとされ、こうした文書が公開されることにより、国と米国との信頼関係が失われ、非公開を前提とした忌憚のない協議や交渉が困難となり、在日米軍施設及び区域の共同使用に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすとされている（乙第12号証、乙第13号証）。

エ 以上のことから、日米合同委員会の合意に直接関係し、またその一部をなすものである文書を公開することによる米軍の不都合については、公表にかかる意見照会において、その具体的な支障が明らかにされている。

(3) また、被告の事務・事業等の適正な執行に及ぼすおそれのある支障等については、令和元年11月29日付け準備書面10～11頁、第27及び11～14頁、第28に記載のとおりであり、客観的かつ具体的に判断したものである。

6 同準備書面5頁、第23について

(1) 原告は、非開示情報の複数該当性について、どのような場合に複数の非開示事由に該当しうるのかについて具体的説明がなされていない旨主張する。

また、事務・事業執行情報と協力・信頼関係情報は、いずれも行政の適正な執行への影響を考慮したものであり、一の情報が両方の規定に該当することは原則としてないと考えるべきと主張する。

(2) この点については、令和元年11月29日付け準備書面7頁、第24に記載のとおりであり、事務・事業執行情報と協力・信頼関係情報についても、対象となる情報の性質や生じるおそれが異なるものであることから、その公文書に含まれる情報によって両方の非開示事由に該当することはあり得るものであり、原告の独自の解釈に過ぎず、原告の主張には理由がない。

一つの文書中の「情報」の種類により複数の文書に該当することはあるか、一種類の情報でも複数の文書に該当することはある!

7 同準備書面5～6頁、第24について

(1)ア 原告は、現地協定書のような確定文書に記載されている情報は、条例第7条第7号の「実施機関の職員が作成した情報」には該当しない旨主張する。

イ この点については、前記3のとおりである。

(2)ア また、原告は、公表することにより協力・信頼関係が損なわれる理由が説明されていない旨主張する。

イ この点については、11月29日付け準備書面7～8頁、5(2)(3)(4)に記載のとおりである。

8 同準備書面6頁、第25について

(1)ア 原告は、本件文書が条例第7条第6号列記の事項と同号柱書きの両方に該当することは原則としてないと考えられる旨主張する。

イ この点については、11月29日付け準備書面9～10頁、6に記載のとおりである。

(2)ア また、原告は、条例第7条第6号柱書きを適用するとすれば、当該事務又

は事業の「性質上」、どのような支障が生じるのか説明する必要があり、その前提として、同号に列記する事務等と同様な特殊性があるものとしてどのような事務等に該当するかについても説明が必要である旨主張する。

イ 愛宕スポーツコンプレックスは、日米地位協定第2条第1項(a)の規定により米軍に提供された施設及び区域であり、被告は、日米地位協定第2条第4項(a)及び国管法第4条の規定に基づき、国から許可を受け、都市公園施設の用に供するものである。

ウ また、愛宕スポーツコンプレックスの共同使用に係る国管法第4条に基づく一時使用許可書(乙第11号証)第21条は、一時使用許可書に規定するもの(前各条に規定するもの)のほか現地実施協定を含む協定条件に従わなければならない旨を規定しており、その許可条件を遵守することを条件に一時使用許可を受けている。

エ 以上のような事務又は事業の性質上、契約書たる本件文書において、本協定は関係する当事者間の合意なしに公表してはならないことを当事者間で合意し、当事者から開示に合意できないとする意向が示されているにも関わらず公表した場合、一時使用許可第13条又は第14条に基づき、当該許可が取り消され、都市公園として市民が利用することができなくなるおそれがあることは明白である。

オ こうしたことから、被告が行う事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすことは明らかであり、条例第7条第6号柱書きの非開示情報に該当すると判断している。

9 同準備書面6～7頁、第26について

(1)ア 原告は、現地実施協定書のような確定文書の内容は、条例第7条第6号の非開示情報には該当せず、また、本号における支障は、事務の性質上、内部情報を公表することにより直接的に発生するおそれのあるものを対象として

おり、国による許可取り消しという間接的な行為が介在するような場合は、本号に該当しない旨主張する。

イ 条例第7条第6号柱書きの非開示情報の該当性については、令和元年11月29日付け準備書面10～11頁、第27に記載のとおりである。

10 同準備書面7～8頁、第27について

(1)ア 原告は、条例第7条第6号イは、契約締結のための交渉が不利にならないよう手の内情報を保護することを目的とするものであり、その後の協力・信頼関係が損なわれるといういわば間接的な不都合や、新しい事務に関して忌憚のない協議が困難になるという不都合は、同号イの対象ではない旨主張する。

イ 条例第7条第6号イについては、令和元年11月29日付け準備書面9～10頁、第26及び11～12頁、第28(1)に記載のとおりであり、原告が言うところの「手の内情報」に限定したものではない。

ウ その上で、条例第7条第6号イに該当すると判断した理由については、令和元年11月29日付け準備書面11～14頁、第28に記載のとおりである。

エ なお、条例第7条第6号については、情報公開法第5条第6号に同旨の規定があり、「新・情報公開法の逐条解説」(宇賀克也著)127頁において、「同種の事務または事業が反復される場合、当該情報の開示が将来の事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合にも、本号の規定を適用することを否定する趣旨ではない。」と解されており(乙第17号証)、原告の言うところの新しい事務に関して忌憚のない協議が困難になるという不都合も、同号イの対象となる。

(2)ア また、原告は、条例第7号第6号イについて、協定書の内容は被告の事務

に関して、当事者としての地位を不当に害するおそれのある情報を対象とし

あくまで情報の対象「手の内情報」の公表に支障を及ぼすことあり、その点の回復も対象となるか?
情報の対象に因り、新しい事務の支障は対象となるか?
7

ており、国の事務の支障を対象とするものではなく、一般的に「事務に支障をきたす」という要件は、同号イには存在しない旨主張する。

イ 条例第7条第6号イは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」と規定されており、本市のほか、国の当事者としての地位を不当に害するおそれも対象としている。

ウ 岩国市内における米軍提供施設及び区域の共同使用については、愛宕スポーツコンプレックスに限らず、岩国錦帯橋空港等の事案を国が所管しており、国は、米軍及び米国との信頼関係を構築しながら、様々な協議、交渉、手続きを行う必要があり、米軍及び米国との信頼関係を失えば、国における在日米軍及び区域の共同使用に係る事務に支障をきたすことは明確かつ必至である。

エ こうしたことから、事務の遂行において、相手方と対等の立場で様々な協議、交渉、手続きを行う必要がある国の当事者としての地位を不当に害することとなり、原告の主張には理由がない。

1 1 同準備書面8～11頁、第28について

- (1) 原告は、原告準備書面10頁、8(5)において、被告は第8条に基づく内容の区分の容易性について、いまだ判断を行っておらず、その判断を条例に基づき適正に行った上で、概要版の情報も含めて公知の事実の部分開示の可否について判断すべきである旨主張する。
- (2) 日米地位協定第25条(乙第3号証)には、「この協定(日米地位協定)の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会(以下「日米合同委員会」という。)を設置する。」と規定している。
- (3) 日米両政府は、昭和35年6月23日に開催された第1回日米合同委員会に

において、「日米合同委員会の公式な議事録は、日米両政府に関する正式な文書とみなされ、双方の同意がない限り公表されない」旨合意している。

- (4) 本件文書については、前記1(3)の米海兵隊岩国航空基地からの回答のとおり、本件文書は、日米合同委員会の合意に直接関係し、またその一部をなすものであると位置付けられるものであり、本件文書に記載している「関係する当事者間の合意なしに公表してはならない」旨の規定も、日米合同委員会の合意に基づく内容である。
- (5) このことについては、公文書開示決定取消請求事件（平成27年（行ウ）3号。平成29年3月7日那覇地方裁判所判決）及び同控訴事件（平成29年（行コ）5号。平成30年4月17日福岡高等裁判所那覇支部判決）においても、「本件各文書（現地実施協定等）は、いずれも日米合同委員会の議事録の一部を構成する文書であり、日米両政府間において、両政府の合意なくして公開されない旨の合意が形成されていることが認められる。」と認定しており、同事件については、最高裁判所への上告が平成31年1月6日付けで棄却され、平成30年4月17日福岡高等裁判所那覇支部判決が確定判決となっている。（乙第12号証、乙第13号証）
- (6) 被告は、本件文書は関係する当事者間の合意なしに公表してはならない旨の規定及び本件文書の開示に係る意見照会に対する当事者からの回答、本件文書の位置付けを踏まえた上で、条例及び手引に基づき、非開示情報の該当性について検討を行い、本件文書を部分的であっても開示した場合、条例第7条第7号並びに同条第6号柱書き及び同条第6号イに該当し、その「おそれ」を生じさせる原因となる情報の範囲は、本件文書の全てに及ぶものであり、本件文書の全てが非開示情報に該当するとして、本件処分を行ったものである。
- (7) このことについては、本件訴訟と同様の事案である公文書非開示決定処分取消請求事件（平成30年（行ウ）第8号。令和元年8月28日山口地方裁判所判決）においても、本件対象文書全体としての開示については、米軍及び国が

ら反対意見が提出されているところ、本件協定に至る経過に鑑みると、本件対象文書から概要版に含まれる情報に相当する情報部分を抽出して公開した場合には、概要版が公開されているとしても、なお被告と米軍及び国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれが法的保護に値する蓋然性をもって存在すると認められ、本件対象文書中の概要版に記載された情報に相当する部分も非開示情報に該当するというべきであり、本件対象文書については、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記載されている場合に当たらず、本件条例第8条第1項に基づく部分開示義務違反は認められない旨判示されている(乙第10号証、10頁ないし11頁)。

(8) また、本件文書は、英文で構成されているものであり、便宜的に日本語による仮訳が用意され、その文書の取扱いについては英文と一体として取り扱われるものであるが、被告が独自に取りまとめた別文書である概要版を公表したからといって、日米合同委員会の合意に直接関係し、また議事録の一部を構成する文書である本件文書を部分的であっても当事者の合意がないまま公表すれば、米軍及び国との協力関係又は信頼関係に影響を与えることはもとより、日米合同委員会や在日米軍の施設・区域の共同使用に関する両政府間の交渉にどの程度影響を与えるか計り知れない状況において、本件文書の内容を検証し、英文で構成される本件文書のどの部分が非開示情報であるかという、記載部分の区分を地方自治体である被告が行うことが容易ではないため、部分開示の要件に当てはまらない。

程度の問題があり、法的な議論はなされていない。困難でも中々か。

(9) このことについては、本件訴訟と同様の事案である本件文書に係る公文書非開示決定処分の取消しを求める審査請求における平成31年3月11日付け岩国市情報公開・個人情報保護審査会からの答申(甲第13号証)においても、「処分庁(被告)が本件対象文書の全てが情報公開条例第7条第7号並びに第6号柱書き及び同号イの非開示情報に該当するとして、非開示とした判断は妥当である。」と認めた上で、「本件対象文書を確認したところ、本件対象文書は

英文で構成されており、処分庁（被告）が概要版として公表した情報と、言語を異とする本件対象文書の非開示情報を区分することは、本件対象文書の位置付けからも容易ではないものと認められる。」との判断をしている。

(10) なお、概要版については、愛宕スポーツコンプレックスを公の施設として市民利用に供するに当たり、本件文書が公表できない状況の中、議会や市民への説明責任を果たすため、利用に当たっての制限事項やルール等、市民利用に関する事項について、被告の責任において独自に文書を取りまとめ公表することについて、当事者である米軍及び国の合意を得たものであり、その合意は、本件文書の一部を抜粋して公表するという趣旨のものではない。

(11) 概要版を公表したからといって、概要版に記載している内容について、現地実施協定書を公表することが出来るというわけではなく、あくまでも現地実施協定書が公開できないため、概要版を公表したのであって、それをもって本件文書を公開するという理由にはならない。

文書を公開しと言っているわけでもない
すべて公表された部分の情報を開示すべき
言っている。

以上

↓
独自に作成するに合意
→意味・内容は合意している
、内容を合意している

市民への説明責任を担うための作成
→ 協定書との背離は当然確得している
、内容を合意している、市民への説明責任を担うことによるもの。